

外国特許トピックス

2017年2月

特許業務法人 志賀国際特許事務所
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

トルコの新しい特許法について

トルコにおいて、新しい工業所有権法(No.6769)が2017年1月10日付けで施行され、特許・実用新案、意匠、商標に関する法改正が行われました。今回は、このうちの特許・実用新案の主要改正点についての情報を紹介いたします。

1. 実体審査によらない特許付与制度の廃止

旧法では、特許権取得のために、実体審査による特許付与制度(以下、通常特許)と、実体審査によらない特許付与制度(以下、短期間特許)と2種類の手続きを選択できましたが、今回の改正により、短期間特許が廃止され、特許権取得のためには実体審査による特許付与手続きを行うことが義務となりました。旧法下では実体審査の要否選択を指定期限内に行わなければ短期間特許を選択したとみなされていましたが(旧法第59条)、実体審査を選択しなければ出願取下げとみなされることになりました(新法第98条第1項)。

短期間特許は、財務基盤の弱い出願人に特許保護を与え、小企業による発明を奨励することが目的で、付与されるまでの手続きが簡易である一方、付与後に特許権を覆される可能性も高いことから権利の不安定性が指摘されていました。また、簡易手続きとして他に実用新案制度があるため、両者の共存意義や有効性について再検討された結果の廃止といえます。

2. 実用新案における調査請求・補正手続き

旧法では、特許においては調査請求が必須(旧法第56条)、実用新案では任意(旧法第160条)とされていましたが、今回の改正により、実用新案における新規性の調査が必須となり(新法第143条第5項)、さらに登録手続き中であれば補正も可能となりました(新法第143条第7項)。短期間特許を廃止し、簡易手続きを実用新案に一本化して、付与手続き内容を充実させることが目的です。

3. 特許権付与後の異議申立

旧法下では、通常特許において付与後の異議申立は規定されていませんが、今回の改正法により、第三者が公開から6ヶ月以内に付与された特許に対して異議申立を行うことが認められることになりました(新法第99条第1項)。(実用新案では、実用新案付与後の異議申立は裁判所において取消訴訟を提起することによってのみ争うことができます(新法第143条第11項))。

以下に特許(通常特許、短期間特許)と実用新案を比較しましたので、ご参考にご覧下さい。

	特許		実用新案
	通常特許 (実体審査)	短期間特許←廃止 (実体審査無し)	
保護対象	発明	発明←廃止	考案
登録要件	新規性／進歩性／産業上の 利用可能性	新規性／進歩性／産業上の 利用可能性←廃止	新規性／産業上の利用可能性
方式審査	有	有←廃止	有
調査請求	義務(出願日または優先日か ら15ヶ月後)	義務(出願日または優先日か ら15ヶ月後)←廃止	任意 ⇒義務 (方式審査通知発行日から2ヶ月)
実体審査の 選択	調査報告通知日から3ヶ月以 内に行う。	調査報告通知日から3ヶ月以 内に行う。←廃止	無
出願公開	有(出願日または優先日から 18ヶ月後)	有(出願日または優先日から 18ヶ月後)←廃止	有
調査報告・ 選択手続き の公開	有	有←廃止	無
付与前の 異議申立	第三者は、調査報告の公開日 後6ヶ月以内に特許要件に関 して異議申し立てをすることが できる。	第三者は、調査報告の公開後 6ヶ月以内に調査報告書に関 して所見を提出することができ る。←廃止	利害関係人は、出願公開から3カ 月以内に、異議申立をすることが できる。
実体審査	①調査報告書の通知日から6 ヶ月以内に実体審査請求をす る必要がある。 ②拒絶理由通知の応答期限 は発行日から6ヶ月。 ③②に対する応答で、依然と して特許要件を満たしていな いと判断された場合、審査報 告書が発行される。(応答期 限:発行日から3ヶ月)	①調査報告書が公開された日 から6ヶ月以内に、何人も自 己の意見を提出することができ る。 ②上記6ヶ月の期間経過後、 提出された意見書は出願人に 送付され、出願人は送付日か ら3ヶ月以内に、意見書又は 補正書を提出することができ る。←廃止 ③出願日から7年以内に特許 権者または第三者が請求す れば、実体審査に付すことが できる。←廃止	無
出願変更	異議申立に対する応答期間 内(3ヶ月間)	調査報告の公開日から6ヶ月 以内←廃止	実用新案証付と決定前に当該出 願の特許出願への変更を庁に請求 することができる。
付与後の 異議申立	(新設) 第三者が公開から6ヶ月以内 に付与された特許に対して異 議申立をすることができる。	無←廃止	無
存続期間	出願日から20年	出願日から7年←廃止	出願日から10年

以上